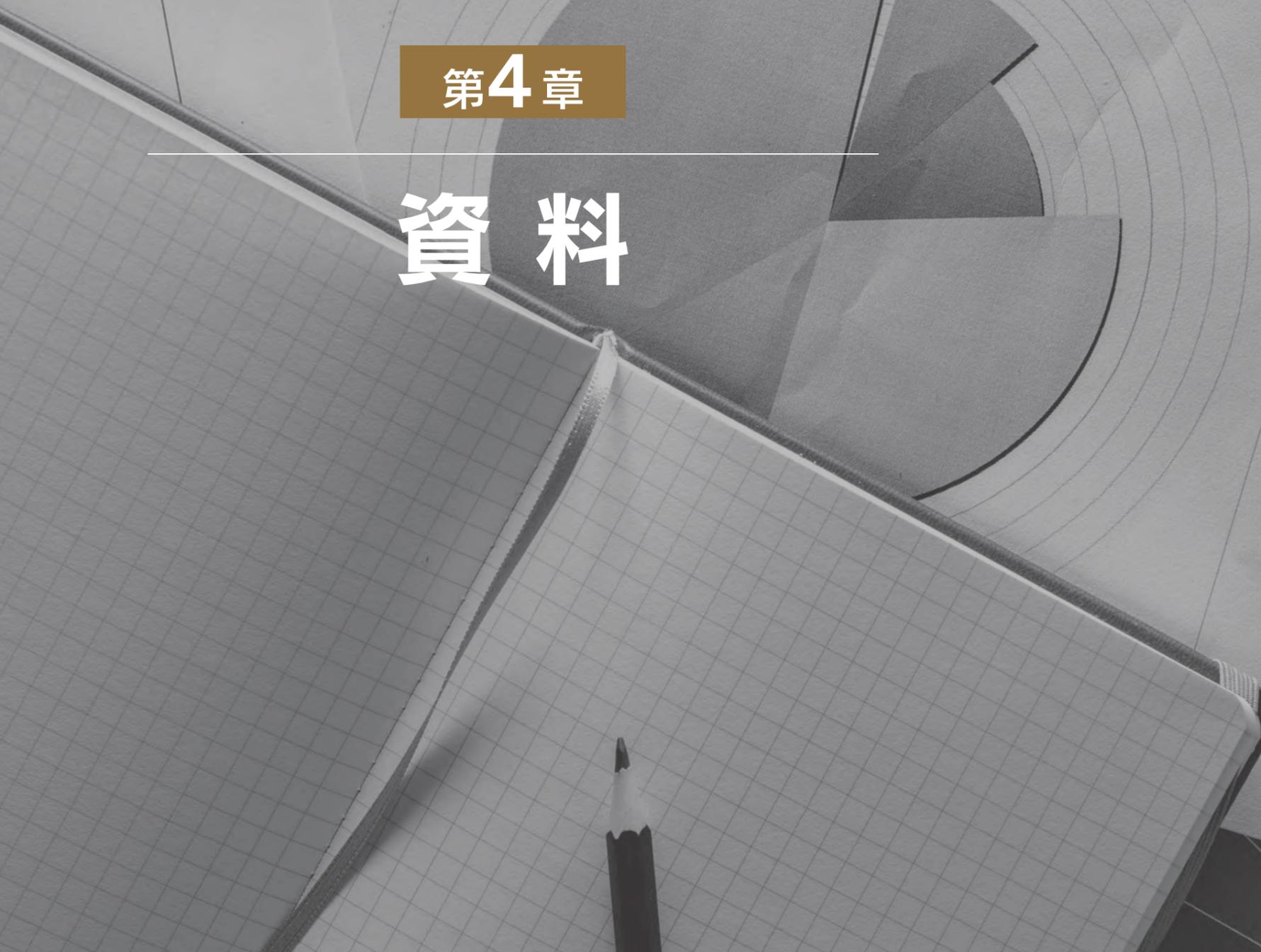


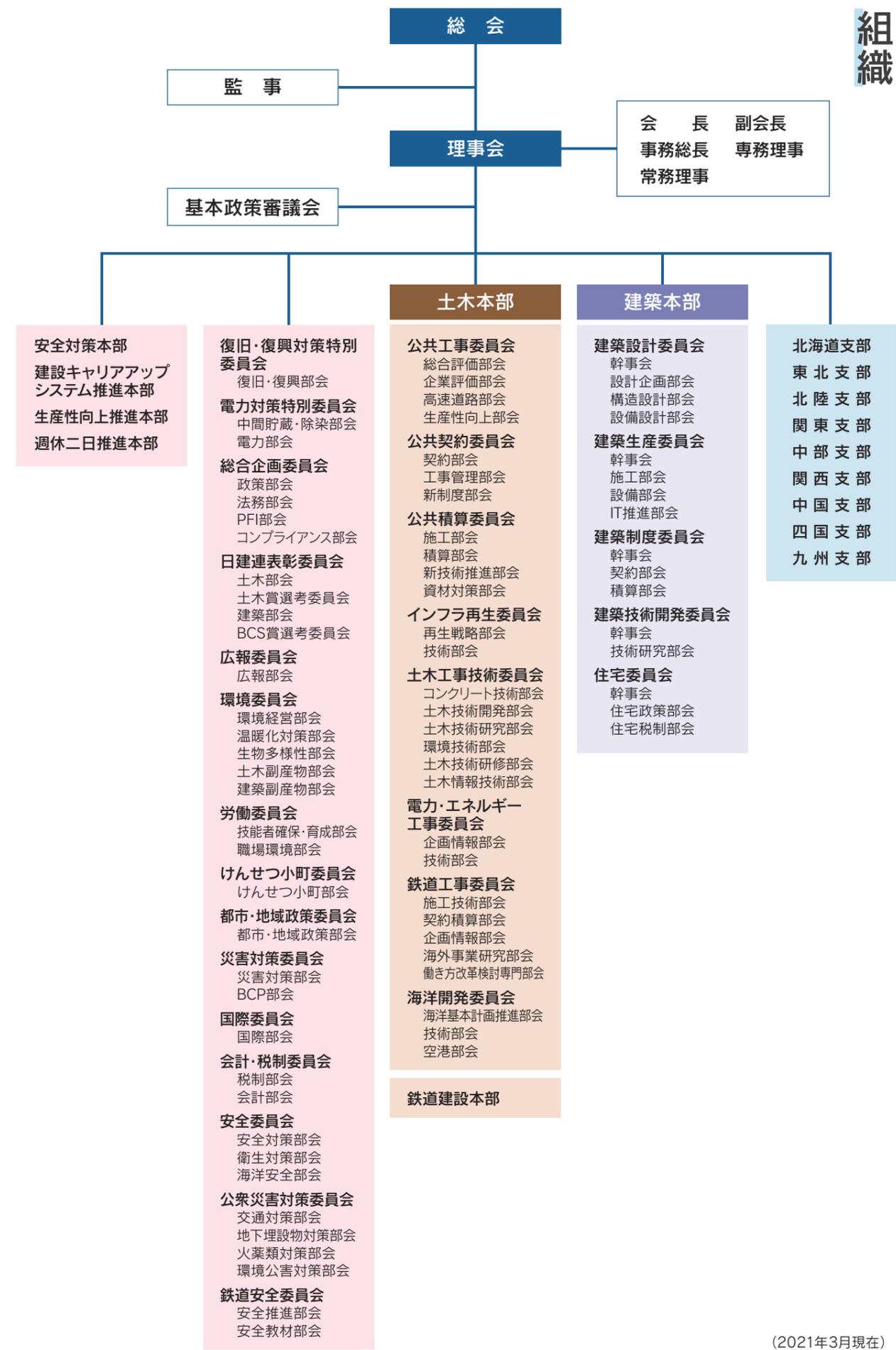


第4章

資料



組織



歴代会長・副会長一覧

氏名/所属会社	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
野村 哲也 清水建設株式会社	4月		4月								
中村 満義 鹿島建設株式会社	4月		4月				4月				
山内 隆司 大成建設株式会社	4月						4月				
白石 達 株式会社大林組	4月							4月			
宮本 洋一 清水建設株式会社	4月										
竹中 統一 株式会社竹中工務店	4月		4月								
林田 紀久男 株式会社NIPPO	4月		6月								
村重 芳雄 五洋建設株式会社	4月				6月						
葉山 莞児 大成建設株式会社	4月		6月								
三好 武夫 日本道路株式会社			6月		2月						
宮下 正裕 株式会社竹中工務店				4月						4月	
鈴木 行雄 東亜建設工業株式会社					6月		5月				
押味 至一 鹿島建設株式会社					6月						
清水 琢三 五洋建設株式会社						6月					
村田 誉之 大成建設株式会社							4月			6月	
蓮輪 賢治 株式会社大林組								4月			
佐々木 正人 株式会社竹中工務店											5月
西田 義則 大成ロテック株式会社											5月
相川 善郎 大成建設株式会社											6月

会長 副会長

※図表中の数字は就・退任の月

(2021年3月現在)

(2021年3月現在)

取組みを継続して実施するため、防災・減災、国土強靱化に向けた、インフラの老朽化対策や中長期的な視点での戦略的整備の重要性を訴え、建設業の存在意義と地位向上をアピールしています。

■ 各年の公共事業予算の確保に関する要望の一覧

2015年（2016年度要望）

1. 要望日時・訪問者

12月14日

中村会長、山内副会長・建築本部長、宮本副会長・土木本部長が要望

2. 要望先

自由民主党：稲田政務調査会長、山口組織運動本部長、脇参議院議員

国土交通省：石井国土交通大臣ほか

要望

- 一、社会資本の計画的かつ着実な整備に加え、これを担う建設業が将来への見通しを持って生産体制の維持・強化に取り組むことができるよう、公共投資を安定的・持続的に確保すること。
- 二、右を基本とし、東日本大震災からの復興加速、安全・安心の確保、経済基盤の強化などに必要な社会資本の整備及び担い手の確保・育成と生産性の向上への建設業の取組みを促進するため、平成28年度予算において公共事業費の増額を図ること。

2016年（2017年度要望）

1. 要望日時・訪問者

12月6日

中村会長、山内副会長・建築本部長、宮本副会長・土木本部長が要望

2. 要望先

自由民主党：細田総務会長、茂木政務調査会長、林幹事長代理、野田公共工事事業確保に関する議員連盟公共工事契約適正化委員長

国土交通省：石井国土交通大臣ほか

要望

- 一、平成29年度予算編成に当たっては、民需主導の持続的な経済成長の実現、頻発・激甚化する自然災害からのリスク低減など、将来を見据えて優先的に対応すべき政策課題について、重点的に予算措置を講ずること。
- 二、右方針の下で、東日本大震災、熊本地震はじめ、各地の災害からの復興を加速するとともに、安全・安心の確保、経済基盤の強化などに必要な社会資本の整備を戦略的に推進し、あわせて、担い手の確保・育成と生産性向上への建設業の取組みを促進するため、平成29年度予算において公共事業費の増額を図ること。

2013年（2014年度要望）

1. 要望日時・訪問者

12月2日、12月3日

中村会長、宮本副会長・土木本部長が要望

2. 要望先

自由民主党：石破幹事長、野田総務会長、高市政務調査会長、脇自民党参院幹事長

公明党：山口代表、井上幹事長、石井政務調査会長

国土交通省：太田国土交通大臣ほか

要望

- 一、被災地の復興加速に加え、全国の防災・減災対策、既存インフラの老朽化対策、国際競争力強化、地域活性化などに資する社会資本を中長期的な観点から計画的に整備するため、国土のグランドデザインを策定するとともに、これに必要な公共事業予算を安定的・継続的に確保すること。
- 二、安全・安心の確保、経済基盤の強化などに必要な社会資本の着実な整備と、これを担う建設産業の健全な発展を促進し、あわせてデフレからの脱却を確実なものとして経済再生を実現するため、これまでの公共事業費削減の流れを断ち切り、平成26年度当初予算において公共事業費の増額を図ること。

2014年（2015年度要望）

1. 要望日時・訪問者

12月25日

中村会長、宮本副会長・土木本部長が要望

2. 要望先

自由民主党：谷垣幹事長、稲田政務調査会長、脇参議院議員

※12月14日衆議院議員総選挙

要望

- 一、国土のグランドデザイン2050、国土強靱化基本計画、インフラ長寿命化基本計画などに基づき、地方創生と人口減少の克服、防災・減災対策、インフラ老朽化対策、国際競争力の強化などに資する社会資本を、中長期的な観点から計画的に整備するため、必要となる公共事業費を安定的・継続的に確保すること。
- 二、東日本大震災からの復興加速、安全・安心の確保、経済基盤の強化などに必要な社会資本の着実な整備と、これを担う建設業が将来への見通しを持って健全に発展することを促進するため、平成27年度当初予算において公共事業費の増額を図ること。

2019年（2020年度要望）**1. 要望日時・訪問者**

11月21日および11月28日

山内会長、宮本副会長・土木本部長、押味副会長・建築本部長が要望

2. 要望先

自由民主党：鈴木総務会長、岸田政務会長、稲田幹事長代行

国土交通省：赤羽国土交通大臣ほか

要望

- 一、東日本大震災や令和元年台風15号、19号など自然災害からの復旧・復興の加速と最終年度を迎える「防災・減災と国土強靱化のための3か年緊急対策」で掲げた目標を達成するとともに、成長力を強化し支える社会資本の着実な整備により、東京オリンピック・パラリンピック競技大会後も経済の好循環をさらに拡大させていくために、令和元年度補正予算及び令和2年度当初予算において公共事業費の大幅な増額を図ること。
- 二、インフラの計画的な維持管理・更新や、3か年緊急対策後も見据えた国土強靱化の加速化・深化を図るとともに、将来の成長の基盤となり、安全・安心で豊かな国民生活の実現に資する、ストック効果を重視した社会資本を全国各地で戦略的に整備するために、3か年緊急対策後の取組みも含め、中長期計画の策定など、将来にわたった公共事業費の安定的・持続的な確保を図ること。
- 三、日建連では、週休二日の実現と建設キャリアアップシステムの普及促進など、建設業界の働き方改革と担い手確保に会員一丸となって取り組んでいるが、その実現に向けて新技術導入やICT、AI、三次元データの利活用など、i-Constructionの推進による生産性の向上が急務となっており、これらに資する技術開発投資などへの重点配分を図ること。
- 四、インフラの整備及び維持管理の実施や災害の頻発に的確に対応するとともに、公共工事の品質確保に係る取組みを確実に推進するため、国及び地方公共団体において、必要な知識や技術を有する職員の確保・育成を含む体制の強化を図ること。

2020年（2021年度要望）**1. 要望日時・訪問者**

12月13日

山内会長、宮本副会長・土木本部長、押味副会長・建築本部長が要望

2. 要望先

自由民主党：二階幹事長、佐藤総務会長、下村政務調査会長

要望

- 一、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」後においても、防災・減災、国土強靱化の加速化、深化等を図るために、これまでの3か年緊急対策を拡充し、中長期的視点に立った計画的な取組みとして、新たに令和3年度から5か年の対策を閣議決定するとともに、当該対策に必要な公共事業費の安定的・持続的な確保を図るため、当初予算において、これまでの3か年緊急対策の実績を上回る必要かつ十分な規模の公共事業費を別枠で確保すること。
また、東日本大震災や近年の台風・豪雨災害など、大規模自然災害からの着実な復旧・復興と、インフラの維持管理・更新等の課題に対応するため、当初予算において、公共事業費の増額を図ること。
- 二、新型コロナウイルス感染症の拡大により落ち込んだ民間投資を喚起して、経済の好循環を作り上げ、併せてウィズコロナにおける持続的な経済成長を実現するために、社会経済活動の早期回復に資する公共事業を柱とした、大型の令和2年度補正予算を編成すること。
- 三、日建連では、週休二日の実現、建設キャリアアップシステムの普及促進など、働き方改革と担い手確保に会員一丸となって取り組んでおり、その実現にはデジタルトランスフォーメーション（DX）の普及による、非接触・リモート型の新技術の導入やICT、AI、三次元データの利活用などの加速化のため、i-Constructionの推進による生産性の向上が不可欠であり、これらに資する技術開発投資などへ重点配分すること。
- 四、インフラの整備・維持管理や激甚化する災害からの早期復旧、被害拡大防止に対応するとともに、公共工事の品質確保に係る取組みを確実に推進するため、国及び地方公共団体において必要な知識や技術を有する職員の確保・育成を含む体制の充実・強化を図ること。

2017年（2018年度要望）**1. 要望日時・訪問者**

12月13日

山内会長、宮本副会長・土木本部長、押味副会長・建築本部長が要望

2. 要望先

自由民主党：二階幹事長、竹下総務会長、岸田政務調査会長

国土交通省：石井国土交通大臣ほか

要望

- 一、人口減少下における持続的な経済成長の実現、頻発・激甚化する自然災害リスクの低減など、将来を見据えて優先して対応すべき政策課題に取り組むために、ストック効果を最大化できる戦略的な社会資本整備が求められていることを踏まえ、平成30年度予算において公共事業費の増額を図ること。
- 二、建設業界においては、政府や経済界からの強い後押しも受けて、産業全体として働き方改革の実現に向けた取組みを開始したところである。建設現場における週休二日を実現するためには、i-Constructionの推進などによる生産性向上が必要であり、これらに資する技術開発投資などへの重点投資を図ること。
- 三、東日本大震災、熊本地震、九州北部豪雨からの復旧・復興を加速するとともに、地方創生の推進により地域の活力を高めていく観点から、国土強靱化と経済の持続的成長に寄与する公共事業を柱とした大型の補正予算を編成すること。

2018年（2019年度要望）**1. 要望日時・訪問者**

12月14日

山内会長、押味副会長・建築本部長、小原土木本部長代りが要望

2. 要望先

自由民主党：加藤総務会長、岸田政務調査会長、林幹事長代理、根本公共工物品質確保に関する議員連盟会長、野田公共工物品質確保に関する議員連盟最高顧問

国土交通省：石井国土交通大臣ほか

要望

- 一、東日本大震災や熊本地震、西日本豪雨など多くの自然災害からの復旧・復興を加速するとともに、切迫する巨大地震や頻発・激甚化が懸念される気象災害などを踏まえ、「防災・減災と国土強靱化のための緊急対策」を実施するために、大型の補正予算を編成すること。
- 二、中・長期的視点に立ち国土強靱化をさらに確実に推進するとともに、社会全体の生産性向上により力強い経済成長を実現するためには、ストック効果を重視した社会資本の戦略的な整備が必要であり、景気対策にも有効なことから、平成31年度当初予算において公共事業費を大幅に増額すること。
特に国土強靱化対策はその緊急性に鑑み、確実に実施されるよう別枠計上する等必要な措置を講ずること。
- 三、建設業界では、働き方改革と担い手確保のため、建設現場における週休二日の実現に一丸となって取り組んでおり、その実現に向けて新技術導入やICT、AI、三次元データの利活用など、i-Constructionの推進による生産性の向上が急務であり、これらに資する技術開発投資などへ重点配分すること。

一般社団法人日本建設業連合会定款

第1章 総則

- 第1条 この法人は、一般社団法人日本建設業連合会（以下「本会」という。）と称する。
- 本会の英文名は、Japan Federation of Construction Contractors、JFKCと称す。
- 本会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。
- 本会は、従たる事務所として、東京都中央区、札幌市、仙台市、新潟市、名古屋、大阪市、広島市、高松市及び福岡市の各地区に支部を置く。
- 支部の組織、運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

第2章 目的及び事業

（目的）

- 建設事業の遂行に関する諸制度や建設業における内外にわたる基本的な諸課題について、調査研究及び関係機関への意見申を行うこと。
- 建設業や本会の事業活動に関する広報活動を行うとともに、国内の内外の産業経済団体と緊密に連携すること。
- 国民生活と産業活動の基盤整備に関する調査研究並びにその推進のための提言及び意見申を行うこと。
- 建設技術に関する調査研究及びその普及促進のための活動を行うこと。
- 建設工事に係る安全対策を推進すること。
- 建設業に関連する環境問題についての調査研究、提言及び対策の推進を行うこと。
- 建設工事の入札・契約制度に関する調査研究及び関係機関への意見申を行うこと。
- 建設市場や企業経営の動向など建設業に係る産業経済上の諸課題に関して、統計の作成・関連資料の収集、分析を行うこと。
- 建設技術者及び技能者の確保・育成に向けた活動を行うこと。
- 適切な企業行動の実践推進に向けた会員の取り組みを支援するための活動を行うこと。
- 良質な社会資本又は優秀な建築物等に対する顕彰活動を行うこと。
- その他本会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第3章 会員

（法人の構成員）

- 第5条 本会は、本会の事業に賛同する法人又は団体であつて、第7条の規定により本会の会員となつた者をもつて構成する。
- 本会の会員は、次のとおりとする。
 - 正会員
 - 特別会員

（会員の資格）

- 前項第1号の正会員をもつて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。
 - 法人会員は、全国的に総合建設業を営む内国法人とし、団体会員は全国的に総合建設業を営む企業を構成員とする建設業者団体とする。
 - 特別会員は、日本国内において総合建設業を営む外国法人及び本会の事業に関係を有する内国法人とする。
- （会員の資格の取得）
- 第7条 本会の会員になろうとする者は、理事会において別に定めるところにより、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
 - 正会員は、代表権を有するものの中から、本会に対して権利を行使する代表者（1人に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
 - （経費の負担）

（経費の負担）

- 第8条 会費は、総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を納めなければならない。
- 第9条 会員は次の事項が生じたときは、直ちにその旨を会長に届け出なければならない。
 - 第6条第2項及び第3項に規定する資格に関する事項の変更
 - 法人名称の変更
 - 主たる事務所の所在地の変更
 - 指定代表者の変更
- （退会）

（退会）

- 第10条 会員は、理事会において別に定めるところにより、退会届を会長に提出することにより、いつでも退会することができる。
 - （除名）
- 第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によつて当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、除名の決議を行う総会の日の1週間前までに、その旨を通知するとともに、当該総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
- 本会の定款、規則又は総会の議決に違反したとき。
 - 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたとき。
 - その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 前項により除名が決議されたときは、当該会員に対し、

その旨を通知するものとする。

（会費資格の喪失）

- 第12条 前2条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。
 - 第8条に規定する会費の支払義務を1年以上履行しなかつたとき。
 - 解散又は破産手続開始決定があつたとき。
 - 第6条第2項及び第3項に規定する会員資格を欠いたとき。
 - （会費資格の喪失に伴う権利及び義務）
- 第13条 会員が前3条の規定により資格を喪失したときは、本会に対する権利を失ひ、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができる。- 会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の提出金品は返還しない。

第4章 総会

（構成）

- 第14条 総会は、すべての正会員をもつて構成する。
- 前項の総会をもつて法人法上の社員総会とする。

（権限）

- 第15条 総会は、次の事項について決議する。
 - 会員の除名
 - 理事及び監事の選任又は解任
 - 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
 - 定款の変更
 - 解散及び残余財産の処分
 - その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 総会においては、第17条第3項第2号に規定する事項以外の事項は決議することができない。ただし、法人法第49条第3項ただし書の場合については、この限りではない。

（開催）

- 第16条 総会は、定時総会として毎事業年度に1回、前事業年度終了後60日以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

（招集）

- 第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基つき会長が招集する。
- 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の招集を請求することができる。これを示して、総会の招集を請求することができる。
- 総会を招集するには、次の事項を定め、開催の日の1週間前までに、書面により正会員に対してその通知を発送しなければならない。ただし、第21条第1項の規定に基づき、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によつて議決権を行使することができることとするときは、2週間前までにその通知を発送しなければならない。
- 総会の日時及び場所
- 総会の目的である事項

（議長）

第18条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

（議決権）

- 第19条 総会における議決権は、1正会員につき1個とする。

（決議）

- 第20条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもつて行う。
- 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもつて行う。
 - 会員の除名
 - 監事の解任
 - 定款の変更
 - 解散
 - その他法令で定められた事項

（書面による議決権の行使等）

- 第21条 総会の招集に当たつて、理事会の決議に基づき、総会に出席しない正会員が、予め通知された事項について、書面又は電磁的方法によつて議決権を行使できるものとすることができる。この場合において、当該書面又は電磁的方法によつて行使された議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。
- 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によつてその議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員は総会に出席したものとみなす。

（議事録）

- 第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 議長及び出席した正会員のうち議長が指名する議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

（役員設置）

- 第23条 本会に、次の役員を置く。
 - 理事 40名以上60名以内
 - 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を会長とし、9名以内を副会長、1名を事務総長、2名以内を専務理事、5名以内を常務理事とする。

3 会長及び副会長のうち2名並びに事務総長を法人法上の代表理事（以下「代表理事」という。）とする。

4 事務総長、専務理事及び常務理事を常勤の理事とし、専務理事及び常務理事を法人法上の業務を執行する理事（以下「業務執行理事」という。）とする。

（役員選任）

- 第24条 理事及び監事は、総会の決議によつて正会員の指定代表者から選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事については10名、監事については2名を限度として、正会員の指定代表者以外の者から選任すること

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

- 第44条 この定款は、総会の決議によつて変更することができる。

（解散）

- 第45条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。
- （残余財産の帰属）
- 第46条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会等

（委員会等）

- 第47条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の決議に基づき、委員会、本部会議等を設けることができる。
- 委員会、本部会議等の組織、運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

（事務局）

- 第48条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 事務局には所要の職員を置き、会長が任免する。
- 事務局の重要な職員の任免は、理事会の承認を受けた上で行つて行つ。
- 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

（公告）

- 第49条 本会の公告は、電子公告により行つて行つ。
 - 事故その他やむを得ない事由によつて前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行つて行つ。
- （委任）
- 第50条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

（附則）

- この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。次項において「整備法」という。）第121条第1項において読み替へて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 整備法第121条第1項において読み替へて準用する同法第106条第1項に定める特別民法法人の解散の登記にかかわらず、解散の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 附則（平成29年4月28日改正）
 - この定款は、平成29年4月28日から適用する。
- 附則（2020年4月28日改正）
 - この定款は、2020年4月28日から適用する。

ができる。

2 会長、副会長、事務総長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によつて理事の中から選定する。副会長の中から代表理事を選定する場合も理事会の決議による。

（理事の職務及び権限）

- 第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、会務を総理する。
- 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、代表理事である副会長は、あらかじめ理事会において定める代行順位により、会長の職務を代行する。
- 事務総長は、会長及び副会長を補佐し、本会の常務を総括する。
- 専務理事は、事務総長を補佐し、本会の常務を掌理する。
- 常務理事は、事務総長及び専務理事を補佐し、本会の常務を分担処理する。
- 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度、4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

- 第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
 - 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - （役員任期）
- 第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員により選任された理事の任期は、他の現任者の残任期間とする。
 - 理事又は監事は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

- 第28条 理事及び監事は、いつでも総会の決議によつて解任することができる。
- 前項の場合において、職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められ解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の決議を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）

- 第29条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び正会員の指定代表者以外の者である監事に対しては、総会の決議を経て、報酬を支給することができる。
- 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には費用を弁償することができる。
- 第30条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、当該取引について重要な事実を開示し、

その承認を受けなければならない。

一 自己又は第三者のためにする本会の事業の部に属する取引

二 自己又は第三者のためにする本会との取引

三 本会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会と当該理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（損害賠償責任の免除）

第31条 本会は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠つたことによる理事又は監事、理事又は監事であつた者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によつて免除することができる。

（相談役及び顧問）

- 第32条 本会に、相談役及び顧問を置くことができる。
- 相談役及び顧問は、本会の役員経験者の中から理事会の決議により、会長が委嘱する。
- 相談役は、総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。
- 顧問は、会長の諮問にこたえ、本会の運営に関して意見を述べることができる。
- 相談役及び顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 相談役及び顧問は、無報酬とする。ただし、費用を弁償することができる。

第6章 理事会

（構成）

- 第33条 本会に理事会を置く。
 - 理事会は、すべての理事をもつて構成する。
 - 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
 - （権限）
- 第34条 理事会は、次の職務を行う。
- 本会の業務執行の決定
 - 理事の職務の執行の監督
 - 会長、副会長、事務総長、専務理事及び常務理事並びに代表理事の選定及び解職

（開催）

- 第35条 理事会は、年に4回以上開催する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、臨時に理事会を開催する。
 - 会長が必要と認めるとき。
 - 会長以外の理事から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があつたとき。
 - （招集）
- 第36条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。
- 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発送しなければならない。
 - 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに開催することができる。

（議長）

- 第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

本誌および本誌編纂にあたり参考にした資料については、
下記のホームページに掲載しています



[https://www.nikkenren.com/sougou/
10thaniv/index.html](https://www.nikkenren.com/sougou/10thaniv/index.html)

発行年月	2021年3月
発行	一般社団法人 日本建設業連合会 〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館 TEL 03-3553-4095 FAX 03-3551-4954 URL https://www.nikkenren.com/
発行者	山本徳治
企画・編集	一般社団法人 日本建設業連合会 広報委員会
制作	株式会社Kプロビジョン
印刷	株式会社耕文社

